

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	5月2日(木)発表
と ころ	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

1 通勤途中における交通事故

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢および処分内容

こども家庭部 主任 42歳 停職6月

(2) 概要

令和5年1月25日、当該職員が出勤途中に自家用車を運転中、交差点の赤信号を見過ごして進行したため、左方道路から進行してきた自動二輪車と衝突した。この事故により、相手方に重傷を負わせた。その後、令和6年4月17日に禁錮2年、執行猶予3年の有罪判決を受け、5月2日に東京地方裁判所が刑を確定した。

地方公務員法上、禁錮以上の刑に処された場合、原則失職となる。一方で、練馬区職員の分限に関する条例第8条に「任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる」と定めており、これに基づき、失職としないこととした。

ただし、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分年月日

令和6年5月2日

【問い合わせ】

練馬区 職員課 人事企画担当係(人事制度・服務担当) 電話03-5984-4507